

令和 7 年 10 月 28 日

特別養護老人ホームきららの杜 入札公告

次のとおり入札を執行する。

社会福祉法人五霞愛隣会

理事長 小林 弥生

1. 件 名：「特別養護老人ホームきららの杜設備等更新工事」
 - ・ 特別養護老人ホームきららの杜 本館 ユニットキッチン更新工事
 - ・ 〃 本館 トイレ更新工事
 - ・ 〃 本館 個浴・リフト浴更新工事
2. 履行場所：茨城県猿島郡五霞町元栗橋 7331-1 番地 他
3. 履行概要：
 - 本館 ユニットキッチン更新、本館 トイレ更新、本館 個浴・リフト浴更新等一式
 - ※ 建物施設を使用しながらの工事とし、入所者、介護等の職員の移室を伴う工事工程とすること。
4. 履行期間：契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月末日まで
5. 予定価格：非公表
6. 入札保証金：なし
7. 契約保証金：なし
8. 最低制限価格：有
9. 支払方法：契約後相談による
10. 入札参加に必要な条件
 - (1) 本案件固有の条件
 - (ア) 技術要件：3 履行概要工事に精通し、適正な価格で適格な時期に施工することができること。茨城県内の建築工事・電気工事・管工事のうち S ランク、若しくは A ランク、県外は同規模格付け。又は、1000 m²以上の工事实績が 10 件以上ある事
 - (2) 共通の条件
 - (ア) 事前に現地調査の上、入札実施要領を熟覧のうえ応札すること。
 - (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第 2 項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
 - (ウ) 公告の日から入札日までの間、五霞町若しくは隣接する市町村の建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止の措置又は建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
 - (エ) 入札日前 6 月以内に手形又は小切手の不渡りがなく及び手形交換所による取

引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

(オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

(カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

(キ) 役員等（参加者が個人である場合にはその者と、参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

11. 参考仕様書等の取得及び現地調査

(ア) 工事範囲 参考仕様書及び入札関係書類等は、特別養護老人ホームきららの杜に令和7年11月10日までに連絡し入手すること。また必ず現地調査を行うこと。

12. 建設工事における配置技術者

建設工事各案件において、適正な技術者を配置できること。また、配置技術者は、五霞町建設工事適正化指導要領並びに建設業法（昭和24年法律第100号）を始めとする関係法令及び五霞町の例規等を遵守すること。

13. 設計図書等に関する質疑及び回答

(ア) 質 疑

質疑がある場合、令和7年11月12日までに任意の様式を用い、メールで送信すること。その際、会社名、担当者名及び電話番号を記載すること。なお、入札又は契約全般に係る場合を除き、所定の期日を過ぎた質疑は受け付けない。

(イ) 回 答

令和7年11月12日までに回答する。ただし、質疑がないときは行わない。

(ウ) 提出物作成上の注意

- ① 提出書類の日付は、作成日を記入すること。
- ② 提出すべき書類が不足している場合は失格となるので、必ず確認のこと。
- ③ 入札後の金額の追加などは認めないため、必ず現地調査を実施すること。
- ④ 入札制度・入札全般についての問合せ先

社会福祉法人五霞愛隣会 本部 メール okutomi@kiraranomori.or.jp

(エ) 提出期間

令和7年11月14日(金)16:00 必着の簡易書留又はレターパックを使用し郵送にて提出すること。なお、入札はICT入札もあるため、封筒表に赤字で「社名・入札案件名」を必ず記載の事。

14. 開札日時及び場所

令和7年11月18日(火)10:30 特別養護老人ホームきららの杜